

自動車保有手続のワンストップサービス における課題等について

2021年4月20日

政策部長 小木曾 稔



規制・制度改革の要望事項

要望事項①

バラバラな手続きを、データ連携、BPRを前提としたデジタル化

OSSでの車庫証明申請フローの統一、手数料や納税手続きの一括化、引越し等のワンストップサービスとの連携（住所変更手続等）等

要望事項②

ハイブリッドからマイナンバーカード活用によるデジタル完結

オンライン申請の迅速化、添付書類含めたデジタル完結、オンラインを活用した場合の手数料の軽減、民間事業者のシステムとの連携を促すAPI活用、代理人申請のあり方、民間版トレーサビリティ制度によるデータ活用等

要望事項③

軽自動車保有台数の増加傾向を踏まえ、普通車と軽自動車の手続きの制度の標準化・統一化

要望事項① 車庫証明申請フローの統一

車庫証明は本人又は代理人が申請し、後日、警察署でステッカー（保管場所標章）を受領。運輸支局で受領できないか

登録に必要な書類と申請方法

	必要書類	提出書類と方法
紙	<p>印鑑証明</p> <p>委任状</p> <p>車庫証明 *申請書 *所在図 *配置図 *自認書or承諾書</p> <p>重量税納付書</p> <p>手数料納付書</p> <p>税申告書</p> <p>OCR申請書</p> <p>↑ 警察へ提出</p>	<p>全ての書類を持込み</p>
OSS	<p>印鑑証明</p> <p>委任状</p> <p>車庫証明 *所在図 *配置図 *自認書or承諾書</p> <p>↑ 画像を送信 (現物の提出不要)</p>	<ul style="list-style-type: none"> OCR情報 税申告情報 重量情報 印鑑証明 委任状 <p>はデータ送信</p> <p>は持ち込み</p> <p>※「車庫証明を紙で提出」はNG</p>

自動車保管場所証明申請書

※記載式第1号(第1表)第1項

自動車保管場所証明申請書																		
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ															
			長さ	幅														
			高さ	重量														
自動車の登録の本籍の住所																		
自動車の保管場所の位置																		
当該保管場所の郵便番号																		
自動車の保管場所の位置欄記載の住所は、申請に係る自動車の保管場所として指定されていることを証明いたします。																		
警察署長殿			<table border="1"> <tr> <td>申請書</td> <td>印鑑</td> </tr> <tr> <td>委任状</td> <td>印鑑</td> </tr> <tr> <td>車庫証明</td> <td>印鑑</td> </tr> <tr> <td>重量税納付書</td> <td>印鑑</td> </tr> <tr> <td>手数料納付書</td> <td>印鑑</td> </tr> <tr> <td>税申告書</td> <td>印鑑</td> </tr> <tr> <td>OCR申請書</td> <td>印鑑</td> </tr> </table>		申請書	印鑑	委任状	印鑑	車庫証明	印鑑	重量税納付書	印鑑	手数料納付書	印鑑	税申告書	印鑑	OCR申請書	印鑑
申請書	印鑑																	
委任状	印鑑																	
車庫証明	印鑑																	
重量税納付書	印鑑																	
手数料納付書	印鑑																	
税申告書	印鑑																	
OCR申請書	印鑑																	
<p>第 号 自動車保管場所証明書</p> <p>自動車保管場所の位置欄記載の住所は、上記申請に係る自動車の保管場所として指定されていることを証明する。</p> <p>警視庁 警察署長</p>																		

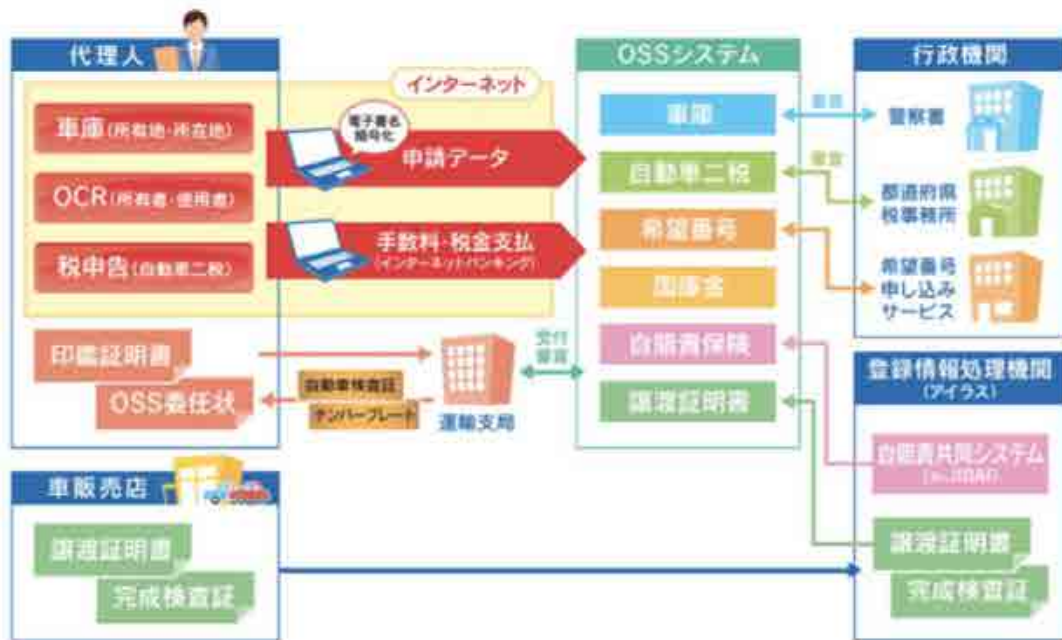
※この証明書の有効期間は、申請書に記載の住所が、申請に係る自動車の保管場所として指定されていることである。また、この証明書の有効期間は、申請書に記載の住所が、申請に係る自動車の保管場所として指定されていることである。また、この証明書の有効期間は、申請書に記載の住所が、申請に係る自動車の保管場所として指定されていることである。

(出典)ヘルムジャパン ウェブサイトより抜粋

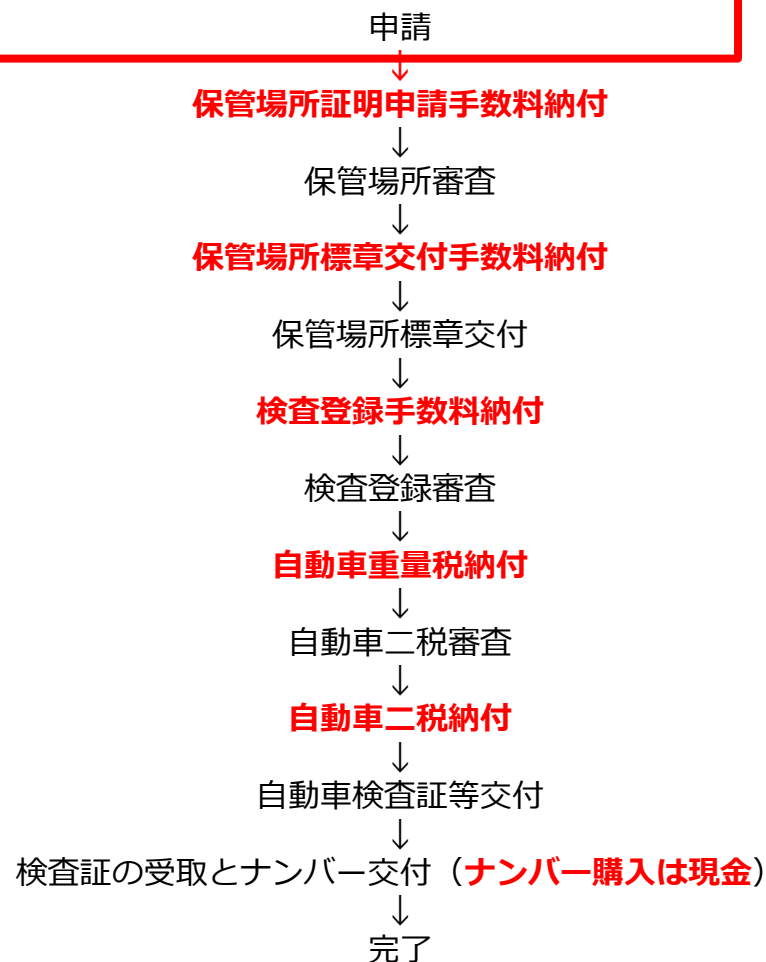
要望事項①手数料や納税手続きの一括化

OSSの場合、納付番号をポータルサイトで取得しインターネットバンキングで支払いができるが、手数料や納税の支払い手続きが各段階でバラバラに出てくる。一括して支払えるようにできないか

ハイブリッドOSSのイメージ



(出典)ヘルムジャパン ウェブサイトより抜粋



要望事項①引越し等のワンストップサービスとの連携

引越し等のワンストップサービスとの連携が開始される予定となっているが、ユーザー目線での連携推進を期待

(住所変更手続き)

- ・ 5年以上前の住所は自治体側で一括消去されているにもかかわらず、住民表・住民票の附表・戸籍の除票・戸籍謄本の全ての書類提出及び理由書の提出を求められる。転居が多い方は、前の住所地の役所や本籍地から取り寄せるなどの手間・時間が掛かる。また、戸籍ごと移転されている方は書類の揃えようがない。

- ・ 車検証が住所表記変更前の場合にはわざわざ住所表記変更の証明書を発行してもらわないと名義変更ができない。
⇒市役所と運輸支局の住所データベースをリンクできないか。

(住所表記に関して)

- ・ 名義変更の際に、住所の記載が印鑑証明書と全く同じ内容でないと申請ができない。(住所の丁目、番地、号、マンション名など) また、住所を途中でまでプリンタ印字、手書きで追記というのが認められていない。

(遺産相続手続き)

- ・ 遺産相続案件では、都道府県により更にそれぞれ別の自動車税還付委任状が必要となる場合がある。

要望事項②オンライン申請の迅速化

現状、窓口申請の方がオンライン申請より早いという認識が現場に浸透



(出典)国土交通省北海道運輸局札幌運輸支局のHPの写真を掲載

- (現場の声の一例)
- ・ 対面の場合、翌日一斉処理だが、オンラインは常に対応が後回し。
(※車庫証明申請は警察署にもよるが窓口申請で3～7日程度)
 - ・ 窓口の担当者がOSSにも対応している場合があり、窓口にいる人を待たさないよう、窓口を優先する傾向がある。

要望事項②添付書類を含めたデジタル完結①

(例) 移転登録の際に必要な書類

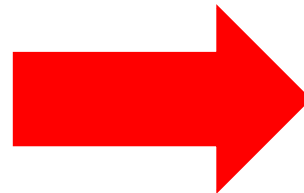
窓口で申請する場合

(旧所有者が用意する書類)

- ・ 申請書
- ・ 手数料納付書
- ・ 自動車検査証
- ・ 譲渡証明書 (新旧所有者を記入、旧所有者は実印)
- ・ 印鑑証明書
- ・ 印鑑 (本人が申請する場合実印)
- ・ 委任状

(新所有者が用意する書類)

- ・ 自動車保管場所証明書
- ・ 印鑑証明書
- ・ 印鑑 (本人が申請する場合実印)
- ・ 委任状



マイナンバー
カードの活用により、
添付書類を削減

要望事項②添付書類を含めたデジタル完結②

OSSでオンライン申請するには、自賠責保険証明書や保安基準適合証の電子化や自動車税の減免を受けないため別途書類の提示が不要など多くの条件を満たす必要がある

✓ 申請条件の簡易チェックプログラム

表示されるいくつかの質問に回答することで、これから行おうとしている手続が、当サイト上で実施可能かどうかを事前にご確認いただけます。

実施する

第 1 2 問

申請する自動車は、自動車税種別割、自動車重量税が非課税または免除となっていますか？
(なお、プラグインハイブリッド自動車等に係るエコカー減税により、自動車重量税が非課税となる場合は「いいえ」を選択してください。)

はい

いいえ

✖申請をするための条件を満たしていません。

自賠責保険（共済）証明書が電子化されていない場合、現在の自動車保有関係手続のワンストップサービスでは未対応のため、当システムからは申請いただけません。お手数ですが、運輸支局等窓口にて申請を行ってください。

第 1 3 問

申請する自動車の自賠責保険（共済）証明書は電子化されていますか？
※電子化されているかご不明の場合は、自動車販売店等にご確認ください。

はい

いいえ

✖申請をするための条件を満たしていません。

自賠責保険（共済）証明書が電子化されていない場合、現在の自動車保有関係手続のワンストップサービスでは未対応のため、当システムからは申請いただけません。お手数ですが、運輸支局等窓口にて申請を行ってください。

要望事項② 民間事業者のシステムとの連携を促すAPI活用

重量税やリサイクル税は、一回一回検索しなければならなかったり、HPで検索してもPDFでしか表示されない。APIで接続、開放できないか

国土交通省
次回自動車重量税額照会サービス

初めての方 | よくあるご質問 | 利用規約 | ご利用上の注意 | マイナンバー | サイバーセキュリティ | お問い合わせ先

ホーム > 次回自動車重量税額照会入力

下記の項目に入力後、照会ボタンを押してください。

1. 車台番号 (必須)

※自動車検査証等に記載されている車台番号の半角を入力してください。

◎車台番号が英数字のみの場合

(半角英大文字、半角数字、半角ハイフン(アスキー)は半角にシフト)

○車台番号に漢字が含まれる場合

(漢字) (半角数字)

2. 検査予定日 (運輸支局等で継続検査等の手続きを行う予定日) (任意)

自動車リサイクルシステム

自動車ユーザーの方

自動車ユーザーのみさまにご利用いただきたい便利な機能や、大切な情報をお伝えします。調べてみよう！「リサイクル料金」と「使用済自動車の処理状況」

<p>あなたの車のリサイクル料金は？</p> <p> あなたの車のリサイクル料金を調べることができます。</p> <p>(ご利用可能時間 7:00~24:00)</p> <p><input type="button" value="リサイクル料金検索"/></p> <p>スマートフォン・タブレットはこちら</p> <p> リサイクル料金検索方法</p>	<p>あなたの車の処理状況は？</p> <p> 使用済みにした車の処理状況を調べることができます。</p> <p>(ご利用可能時間 7:00~24:00)</p> <p><input type="button" value="使用済自動車処理状況検索"/></p> <p>スマートフォン・タブレットはこちら</p> <p> 使用済自動車処理状況検索方法</p>
---	--

要望事項② 代理人申請のあり方

自動車販売店による登録手続きには行政書士等の関与が必要。
(OSSでも同様。新車登録はディーラーでできる)

⑥ 申請代理人の選任

- 新車新規の申請に当たっては、これまでOCR方式の所定の様式に必要事項を記載し、関係書類等を添付した上で運輸支局等に提出されていましたが、OSS申請ではこれを電子的に行うことが出来ます。
- 申請書の電子化に当たっては、関係法令の規定により、各自動車販売店が直接申請書を作成・申請することはできません。このため、別途、申請代理人を選任する必要があります。



■ 申請代理人の選任手続方法

申請代理人としてOSS申請を出来る者は、法令上、(一社)日本自動車販売協会連合会及び行政書士となっており、各自動車販売店において、いずれかを選択して頂くこととなります。

要望事項②民間版トレーサビリティ制度によるデータ活用

民間版トレーサビリティ制度を資金面、データ提供スキームで支援し、国家が保有する車両関連ビッグデータの利活用を活性化させるべき。(例)自動車検査履歴の検索データベース、メーター巻き戻しチェック機能など

③自動車の履歴情報を収集・活用したトレーサビリティ・サービスの展開による自動車流通市場の活性化

概要

- ・中古車購入等に際し、車両の事故履歴、オーナー数、修理・整備履歴、走行距離、水害履歴等の情報を有料で提供。
- ・見た目では判別しづらい、「車両骨格の歪み」「エアバックの作動履歴」「走行距離の改ざん」といった車両の問題を把握可能。

目指すべき姿(効果)

- ・自動車取引の安全安心の向上
- ・自動車流通市場の活性化
- ・中古自動車の品質・信頼性の向上による海外輸出の促進に寄与

具体的な取組み

- ・実証的サービス試行の取組みを通じた実現可能性の評価
- ・整備情報の提供の(具体的)インセンティブの検討
- ・サービス実施体制等に係る制度面の整備の必要性の検討

等

トレーサビリティ・サービスのレポート例(CAR FAX社(米国)HP)
インターネットを通じて、自動車の過去のオーナー数、事故・整備履歴などを有償で提供するサービス

CARFAX CARFAX® Vehicle History Report™
An independent company established in 1999.

Vehicle Information:
2003 CHEVROLET K1500 SUBURBAN
VIN: [REDACTED]
4 DOOR WAGON/SPORT UTILITY
5.3L V8 M/DIV
4 WHEEL DRIVE
Standard Equipment | Safety Options

- ⚠ Structural damage reported
- ⚠ Accident / Damage reported
- 2 Previous owners
- 9 Service records available
- 167,701 Last reported odometer reading
- \$540 Below retail book value

CAR FOX

(出典)国土交通省「自動車関連情報の利活用に関する将来ビジョンについて」

要望事項③普通車と軽自動車の制度の標準化・統一化

軽自動車保有台数は増加傾向にあり、令和2年末時点で約3,300万台（構成比約40%）。軽自動車は登録の仕組みが普通車（登録車）と異なり、車検証情報が提供されるシステムも異なる。軽自動車は手続き書類が簡素化されているが、システム連携が考慮されていないなどの課題がある



『軽自動車を保有するためには、多くの手続（検査申請、地方税申告等）と税・手数料の納付（検査手数料、自動車重量税、軽自動車税（環境性能割）等）が必要となります。

これらの手続と税・手数料の納付を、インターネット上で一括して行うことを可能とするのが「軽自動車保有関係手続のワンストップサービス（以下、軽自動車OSS）」です。

ただし、現時点の軽自動車OSSについては、軽自動車検査協会に対する検査申請に係る手続や納付を対象に電子化を実現したものになります。』

（軽自動車保有関係手続きのワンストップサービスHPより抜粋）

要望事項③普通車と軽自動車の制度の標準化・統一化

普通車の新規登録や移転登録等の際は封印の手続きが必要。封印は盗難防止などの役目もあるが、軽自動車は届出制となっており封印の手続きはない。近年、軽自動車でも高級化が進んでおり、制度が形骸化している。また、封印があるためにオンライン申請を選択しないなど、デジタル化の妨げの一因にもなっている

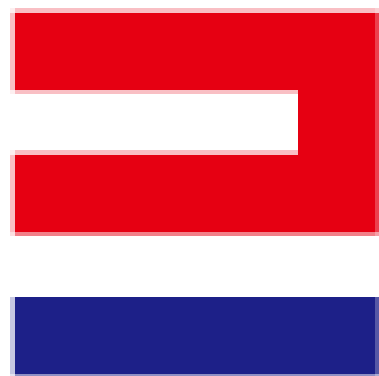
普通車の封印

※封印とは、普通自動車の後部ナンバープレートに取り付けられたアルミ製の留め具。道路運送車両法により、取付けの義務、取付けを行う者（運輸支局又は封印取付受託者）が規定されている。



軽自動車のナンバープレート





新經濟連盟

Japan Association of New Economy